

# スウェーデンの予算制度と財政ガバナンス

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
議会官庁資料課長 樋口 修

## 【目次】

はじめに

### I 予算制度の要点

- 1 予算基礎情報・中期的な経済動向の見通し
- 2 春季経済政策案
- 3 予算案
- 4 補正予算
- 5 決算過程

### II 財政ガバナンス

- 1 黒字目標
- 2 支出シーリングと支出限度枠
- 3 地方政府の均衡予算原則
- 4 中期的な経済見通しに立脚した予算編成

おわりに—最近の動向—

翻訳：予算法

議会法(抄)

## はじめに

スウェーデンの予算・財政に関する規定の根幹となるのは、同国の憲法を構成する基本法の一つである統治法 (Regeringsformen)<sup>(1)</sup>、特にその第9章第1条から第10条までである(予算法第1章第1条)。ただし詳細な規定は予算法 (Budgetlag) 及び議会法 (Riksdagsordning) に置かれており、この二つの法律がスウェーデ

ンの予算・財政関連法体系の実質的な中心を構成している。前者は主に政府における予算過程を規律し、後者は主に議会における予算過程を規律する。財政ガバナンスに関する規定も、多くはこの2つの法律に含まれている。

スウェーデンの財政ガバナンスの特徴は、①公共部門の黒字目標、②支出シーリング及び支出限度枠の設定、③地方政府の均衡予算原則、④中期的な経済見通しに立脚した予算編成の4点に要約することができる。その詳細については「II 財政ガバナンス」で述べる。①及び③はいわゆる赤字ルール、②はいわゆる支出ルールに相当する<sup>(2)</sup>。

本稿では、スウェーデンの予算制度と財政ガバナンスについて紹介し、2014年9月1日から一部改正法が施行された予算法<sup>(3)</sup>の全訳、及び2014年9月1日から施行された新しい議会法<sup>(4)</sup>の予算関連部分の抄訳を付す。

## I 予算制度の要点

スウェーデンの中央行政機構の特徴の一つは、政策の企画・立案を行う機関である「政府事務局」(Regeringskansliet) 及びこれを構成する各々の「省」(departement) と、実務を執行する「執行機関」(myndighet) が組織的に分離している点にあり、同国の予算制度もこの特徴を反映し

(1) スウェーデン法令全書 (Svensk författningssamling; SFS) 1974年第152号。翻訳については、山岡規雄『各国憲法集 (1) スウェーデン憲法』(調査資料2011-1-a 基本情報シリーズ7) 国立国会図書館調査及び立法考査局、2012。(<<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3382167>>) を参照。なお、本稿におけるインターネット情報は、平成27年1月5日現在のものである。

(2) 財政ガバナンスに係るルールの諸類型については、この特集号所収の吉本紀「特集「財政ガバナンス」序」を参照。

(3) スウェーデン法令全書2011年第203号(最終改正 スウェーデン法令全書2014年第866号)

(4) スウェーデン法令全書2014年第801号

たものとなっている。執行機関の独立性は統治法の上でも保障されており、その権限行使に対しては、いかなる他の機関も介入することはできないとされているが（統治法第12章第2条）<sup>(5)</sup>、執行機関の具体的な活動は、当該執行機関の任務・権限・組織等について定める法令や予算制度等により統制されている。

## 1 予算基礎情報・中期的な経済動向の見通し

スウェーデンの会計年度は1月から12月までであり、暦年と一致する（議会法第9章第5条第1項）。各執行機関は、毎年3月1日までに、次の3会計年度に自機関の支出がどの程度必要になると見込まれるか等について述べた予算基礎情報（budgetunderlag）を政府（具体的には当該執行機関の業務領域を所管する省）に提出する（「年次会計報告及び予算基礎情報に関する命令」<sup>(6)</sup>第9章第3条）。各省は、提出された各執行機関の予算基礎情報を取りまとめ、評価を付した集計結果を財務省に提出する。

政府における予算過程は、財務省（Finansdepartementet）を中心に進められる。財務省は次期政府予算案等の策定に資するため、既に前年（策定対象となる政府予算案の執行年度から見ると前々年）のうちから、今後数年間の経済成長、雇用・失業、貿易、消費・投資等の経済動向の見通し（prognos）について調査を開始し、前年12月には当該見通しを政府に提出する。この中期的な経済動向の見通しは、政府の予算過程において重要な役割を果たしており、提出後も財務省により継続的に見直し・更新が行われる<sup>(7)</sup>。

財務省は、各省から提出された予算基礎情報

の評価付き集計結果、中期的な経済動向の見通しに加えて、政府が過去に行った政策の追加検証、様々な政策案の予測分析等のデータをもとに、春季経済政策案の原案を作成する。

## 2 春季経済政策案

政府は毎年4月15日までに、その経済政策及び財政政策のガイドラインについての提案を閣議決定し、政府提出議案（proposition; Prop.）の形式で議会（Riksdagen）<sup>(8)</sup>に提出する（議会法補足規定9.5.2）。この政府提出議案を春季経済政策案（ekonomisk vårproposition）という。

春季経済政策案は、政府予算案と並んで、スウェーデンの予算過程における最も重要な文書である。その内容は、経済政策及び財政政策のガイドラインのほか、マクロ経済状況の推移、国及び地方政府の収入・支出の見通し、政府が過去に行った財政政策の追加検証の結果等から構成される。ガイドラインには、国の予算の支出上限額を設定する支出シーリング（utgiftstak）に関する情報（将来の支出シーリングの額についての政府の案）も含まれている。

議会は通常6月に、春季経済政策案について議決を行う。同政策案は、政府の経済政策・財政政策の優先順位（すなわち予算配分の優先順位）を定めるものであり、秋に提出される政府予算案との関連も義務付けられているため（議会法補足規定9.5.3(2)）、予算額の決定に大きな影響を及ぼす。ただし、ガイドラインはあくまでも政策の方向性を示す性格のものであるため、春季経済政策案が議会で承認されたとしても、それだけでは具体的な予算額や支出シーリングの

(5) 山岡 前掲注(1), pp.13-14.

(6) スウェーデン法令全書 2000 年第 605 号

(7) Finansdepartementet, *Den statliga budgetprocessen*, 2008, pp.3-4. スウェーデン政府ホームページ〈<http://www.regeringen.se/content/1/c6/10/22/18/1cae19cc.pdf>〉; [同英語版] Ministry of Finance, *The Central Government Budget Process*, 2008, pp.3-4. スウェーデン政府ホームページ〈<http://www.government.se/content/1/c6/10/22/11/2226fded.pdf>〉

(8) スウェーデン議会は一院制である。

水準は確定しない。その確定はあくまでも予算案の議決による。

### 3 予算案

春季経済政策案の議会への提出と並行して、政府部内では財務省主計局 (Finansdepartementets budgetavdelning) により、各省が提出した予算提案の査定作業が行われる。

各省は、春季経済政策案から算出できる翌年度の支出限度枠 (後述) の見込み額の範囲内で予算提案を行う。支出増を伴う予算提案を行うことは可能であるが、その場合には、当該支出増をどのように資金調達するか (例えば他の分野の支出を減額することによって資金調達する) についても併せて提案しなければならない。財務省主計局は当該予算提案を分析し、評価 (査定結果) を付して財務大臣に報告する。毎年8月に、首相別荘 (Harpesund) で開催される予算閣議で最終調整が行われ、政府予算案の内容が確定する。

政府は、毎年9月20日までに政府予算案 (budgetproposition) を議会に提出しなければならない (議会議法補足規定 9.5.1 (1))。ただし9月に総選挙が行われる年<sup>(9)</sup>には、提出期限はこれよりも遅くなり、最も遅い場合には11月15日までとなる (議会議法補足規定 9.5.1 (2))。

政府予算案に対して、議員も対案の予算案を提出することができる (議会議法第9章第11条第1項)。ただし、政府予算案は (対案の予算案も) 単一のパッケージとして扱われる。すなわち、賛否は提案のパッケージ全体について問われ、

政府予算案の一部修正を行うことはできない<sup>(10)</sup>。

予算案は2段階で審議される (議会議法第11章第18条)。

第1段階では、11月末頃までに、予算の総額規模についての支出シーリング、予算を構成する27の支出分野 (utgiftsområde; 内訳は議会議法補足規定 9.5.3 (1) で規定) の各分野の支出限度枠 (utgiftsram) 等について審査・議決する。第1段階の委員会審査は財務委員会 (finansutskott) で行われるが、他の委員会は財務委員会に意見書 (yttrande) を提出し、各委員会が所掌する支出分野 (本稿末尾の表に記載) について意見を述べる<sup>(11)</sup>。

第1段階が本会議で議決された後、第2段階では、12月中旬頃までに、各支出分野における (支出限度枠の範囲内での) 支出項目 (anslag) ごとの予算配分額等について審査・議決する。第2段階の委員会審査は、表の所掌分野により、各委員会で行われる<sup>(12)</sup>。支出項目は、27の支出分野全体で約500項目に及ぶが、それぞれ限度枠 (ramanslag) の形で議決される (予算法第3章第2条)。ある支出項目の限度枠は、翌年度に当該項目で使用可能な資金が同額だけ削減されることを条件に、当該限度枠の最大10%まで超過することができる (予算法第3章第8条第1項)。また、未使用の支出項目の限度枠は、最大2会計年度まで繰り越すことができる (予算法第3章第10条)。

予算の議決後、政府は各執行機関に対して、予算割当通知 (regleringsbrev) を決定し通知する。当該通知には、各執行機関が使用可能な支

(9) スウェーデン議会の総選挙 (通常選挙) は、4年ごとの9月に実施される (統治法第3章第3条及び議会議法第2章第2条)。

(10) "Så beslutar riksdagen om statsbudgeten." スウェーデン議会ホームページ <<http://www.riksdagen.se/sv/Sa-funkar-riksdagen/Riksdagens-uppgifter/Beslutar-om-statsbudgeten/Inkomster-utgifter-och-skulder1/Budgetpropositionen/Utgiftstak-laser-utgifterna2/>>

(11) *ibid.*

(12) 通常、議案はいずれか1つの委員会で審査されるが、政府予算案については複数の委員会での審査が認められている (議会議法第7章第6条)。

出項目ごとの金額と、使用に際しての条件が示されている<sup>(13)</sup>。

#### 4 補正予算

執行中の予算を修正する必要がある場合、政府は原則として最大2回まで補正予算案を提出することができる(議会議法第9章第6条第1項)。補正予算案は、春季経済政策案と併せて1度(春季補正予算案：vårändringsbudget)、次期政府予算案と併せて1度(秋季補正予算案：höständringsbudget)提出される(議会議法補足規定9.6.1)。

#### 5 決算過程

各執行機関は、毎年2月22日までに、前会計年度の当該機関の年次報告書(årsredovisning)を政府に提出しなければならない。当該年次報告書には、各執行機関の活動に関する報告と財務状況に関する報告の双方が含まれている必要がある。

スウェーデン会計検査院(Riksrevisionen)はこの年次報告書を検査し、3月末に政府に検査報告(revisionsberättelse)を提出する。

政府は、主に各執行機関の年次報告書の情報等に基づいて、前会計年度分の国の年次報告書(årsredovisning för staten)を作成し、毎年4月15日までに議会に提出しなければならない(予算法第10章第5条)。国の年次報告書は、一般に認められた会計原則に則って作成され(予算法第10章第2条)、民間企業の会計報告と同様

に損益計算書・貸借対照表・キャッシュフロー計算書等の情報を含んでいる(予算法第10章第6条第1項)。この国の年次報告書も、スウェーデン会計検査院により検査される。

国の年次報告書は、政府提出文書(Regeringens skrivelse; *Skr.*)の形式で議会に提出される。議会は、会計検査院の検査結果等を踏まえてこれを審査し議決する。

## II 財政ガバナンス

「はじめに」で指摘したように、スウェーデンの財政ガバナンスの主な特徴は、次の4点である。

### 1 黒字目標

公共部門(国、地方政府及び老齢年金制度(älderspensionssystemet))の財政節約(すなわち財政黒字)の目標を黒字目標(överskottsmål)という。政府は、議会に対して黒字目標を提案することが義務付けられている(予算法第2章第1条)。議会が当該提案を議決した場合、政府は少なくとも年に2回、当該目標の達成状況について議会に報告しなければならない(予算法第2章第1a条第1項)<sup>(14)</sup>。黒字目標の達成が見込めない場合、政府は当該目標に復帰する方法についても示さなければならない(予算法第2章第1a条第2項)。

黒字目標は、3年間の段階的導入期間を経て2000年から実施された。2014年末現在、黒字目標はGDPの1%である<sup>(15)</sup>。財政収支は景気変

(13) *op.cit.* (10); “Budgetprocessen steg för steg.” スウェーデン政府ホームページ <<http://www.regeringen.se/sb/d/18848/a/246679>>

(14) 通常は年3回、春季経済政策案、政府予算案、国の年次報告書において、黒字目標の達成状況の検証が行われる。(Ramverk för finanspolitiken, *Skr.* 2010/11:79, 2011, p.19. スウェーデン政府ホームページ <<http://www.regeringen.se/content/1/c6/16/42/85/caeb015b.pdf>>)

(15) GDPの1%という現行の黒字目標水準は、2007年の春季経済政策案で提案・議決されたものである(*Prop.* 2006/07:100, pp.85-87.)。2000年の実施開始以降、黒字目標はGDPの2%に設定されていたが、EU統計局(Eurostat)が、2007年以降、老齢年金制度の積立部分(premiepensionssystemet)の黒字を財政黒字とみなさないものとしたことに伴う純技術的な補正のため、GDPの1%に引き下げられた。(op.cit. (14), p.19.)したがって、黒字目標の実質的な水準は2000年以来変化していない。

動の影響を受けるため、景気変動の循環サイクルを考慮し、当該会計年度の前3年度と後3年度を含めた7会計年度の平均で黒字目標を達成すれば良いものとされている。

## 2 支出シーリングと支出限度枠

前述のように、ある会計年度における国の支出総額の上限を支出シーリングという。政府は、政府予算案において、3会計年度先までの（例えば2014年に審議される2015年度予算案の場合、2015-2017年度の）支出シーリングを提案しなければならない（予算法第2章第2条）。すなわち、支出シーリングは3か年度のローリング方式で設定されており、毎年の予算案で新たに提案・議決されるのは、3会計年度先の支出シーリングである（予算法第2章第2条）<sup>(16)</sup>。支出シーリングを超過するリスクが発生した場合、政府は超過を回避する措置を自ら講じるか、又は議会に提案しなければならない（予算法第2章第4条）。

支出シーリングは、国の債務の利払い費を除く全ての国の支出と、国の予算には含まれない老齢年金制度に対して適用される。国の債務の利払い費は、政府や議会がそれに対して短期的に影響力を持たないため、他の支出とは区別され、支出シーリングの適用対象には含まれない<sup>(17)</sup>。

議決された支出シーリングは、技術的な理由（例えば支出に計上する金額を総額ベースから

純額ベースに変更する等）により変更されるが<sup>(18)</sup>、それ以外の理由では通常は変更されない<sup>(19)</sup>。

支出シーリングの下で<sup>(20)</sup>、予算を構成する27の支出分野にはそれぞれ支出限度枠が設定される。既に述べたように、翌年度の支出限度枠は予算案審議の第1段階で審査・議決される（議会法第11章第18条第3項）。なお、政府は、政府予算案において、2会計年度先及び3会計年度先の暫定的な支出限度枠についても提案するものとされており（予算法第2章第3条）、この暫定的な支出限度枠も、予算案審議の第1段階で審査・議決される（議会法補足規定11.18.1）。

ただし、支出シーリングの議決と支出限度枠の議決は、法的な意味合いが異なる。支出シーリングの性格はあくまでもガイドラインであり、その議決には法的拘束力がない<sup>(21)</sup>。これに対して、議決により確定した支出限度枠は、各支出分野内での支出項目ごとの予算配分を決定する予算案審議の第2段階を強く拘束する。すなわち、各支出分野の支出項目について審査を行う議会の各委員会は、当該支出分野の確定した支出限度枠の超過につながるいかなる提案も行うことはできない<sup>(22)</sup>。

「国の債務の利払い」を除く26の支出分野の支出限度枠の合計額に、国の予算に対応する老齢年金制度の支出予算額<sup>(23)</sup>を加えた金額、すなわち支出シーリングの下で実際に編成された予

(16) 翌年度及び翌々年度の支出シーリングは、前年度までの予算案で既に議決されている。

(17) “Utgiftstak för staten.” スウェーデン政府ホームページ〈<http://www.regeringen.se/sb/d/1881/a/131859>〉

(18) *ibid.* なお、インフレーションによるシーリングの実質規模の目減りは、「技術的な理由」に含まれない。

(19) “Planering-Utgiftstak för statsbudgeten.” スウェーデン財務管理庁（Ekonomistyrningsverket）ホームページ〈<http://www.esv.se/amnesomraden/Styrning/Budgetprocessen/Planering/>〉

(20) 厳密には、27の支出項目のうち「支出項目26 国の債務の利払い等」だけは、前述のように支出シーリングの対象ではない。ただしこの支出項目26にも支出限度枠は設定される。

(21) *op.cit.* (19); “Utgiftstak låser utgifterna.” スウェーデン議会ホームページ〈<http://www.riksdagen.se/sv/Sa-funkar-riksdagen/Riksdagens-uppgifter/Beslut-om-statsbudgeten/Inkomster-utgifter-och-skulder1/Budgetpropositionen/Utgiftstak-laser-utgifterna1/>〉

(22) *op.cit.* (10)

(23) 具体的には、各老齢年金基金の年金支払額と管理費用の合計額。

算額は、支出シーリングの金額よりも小さくなっている。両者の金額の差を予算マージン (budgeteringsmarginal) という。予算マージンは、主に、当初の予想とは異なる支出増加の財源に充てられる。政府のガイドラインでは、予算マージンの規模は、執行年度の3会計年度前においては支出シーリングの金額の3%以上、2会計年度前においては2%以上、1会計年度前においては1.5%以上、執行年度においては1%以上であるべきとされている<sup>(24)</sup>。

以上のように、スウェーデンの予算は、「支出シーリング (総支出水準の上限) → 27の支出分野別の支出限度枠 → 約500の支出項目の限度枠」の順に上から確定する。この「トップダウン型」の予算決定の順序は、スウェーデンの予算過程の特徴の一つである。

### 3 地方政府の均衡予算原則

スウェーデンの地方政府予算については、2000年以降、均衡予算原則 (balanskrav) が導入されており、基礎的自治体であるコミューン (kommun) 及び広域自治体であるランスティング (landsting) の予算は、毎年、収入が支出を上回るように作成しなければならない (地方自治法 (Kommunallag; スウェーデン法令全書 1991年第900号) 第8章第4条第3項)<sup>(25)</sup>。仮に税収不足等により収支結果が赤字となった場合、当該赤字は (赤字が発生した会計年度の翌年度から数えて) 3会計年度以内の黒字により補償されなければならない (同法第8章第5a

条第1項)<sup>(26)</sup>。

なお、均衡予算原則は最低限の要件であり、コミューン及びランスティングには、「良好な経済運営」 (god ekonomisk hushållning) を行うことが求められている (地方自治法第8章第1条第1項)。多くのコミューン及びランスティングは、会計年度の収支結果が、当該年度の租税収入と国からの交付金の合計額の2%の黒字になることを目標としている<sup>(27)</sup>。

### 4 中期的な経済見通しに立脚した予算編成

政府が毎年、翌年度の予算案を議会に提出し議決を受ける (議会法第9章第5条第1項及び同第10章第15条第2項) 点で、スウェーデンの予算は単年度主義に立脚しているが、前述のように、各年度の予算案では3会計年度先の支出シーリングと暫定的な支出限度枠についても議決されるため、スウェーデンの予算編成は3会計年度分を対象として行われているといえる。

将来の支出シーリングや支出限度枠を的確に算定するため、政府には、3会計年度先までを含んだ、マクロ経済の状況、国の収入及び支出、借入需要額等についての中期的な経済見通しを、政府予算案や春季経済政策案で提示することが義務付けられている (予算法第9章第3条)<sup>(28)</sup>。

### おわりに—最近の動向—

このようなスウェーデンの現行予算制度は、

(24) *op.cit.* (17)

(25) ただしスウェーデンにおいても国から地方政府への交付金制度は存在する。スウェーデンの地方財政制度については、例えば樋口修「スウェーデンの社会保障財政の政府間関係」『レファレンス』704号, 2009.9, pp.79-95. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/999587>>; 松浦茂「イギリス及びスウェーデンの地方財政調整—近年の改革を巡って—」『レファレンス』760号, 2014.5, pp.27-40. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8656395>> 等に詳細な解説がある。

(26) “Kommunalt balanskrav.” スウェーデン政府ホームページ <<http://www.regeringen.se/sb/d/1881/a/131860>>

(27) *ibid.*

(28) 最近の春季経済政策案や政府予算案では、これに加えて、4会計年度先の支出シーリングや支出限度枠についての政府の見通しが参考データとして掲載されていることが多く、中期的な経済見通しもそれを含むものとなっている。

「国の予算に関する法律」(Lag om statsbudgeten ; スウェーデン法令全書 1996 年第 1059 号) の施行により、1997 年 1 月 1 日から導入されたものである<sup>(29)</sup>。現行予算制度導入の背景には、1990 年代前半に発生したスウェーデン金融危機の結果として財政が悪化し、一般政府財政収支が 1993 年に名目 GDP 比 11.2% の赤字<sup>(30)</sup>、一般政府債務残高が 1996 年に名目 GDP 比 84.4%<sup>(31)</sup>に達し、財政再建が喫緊の課題であったことがある。

予算制度改革の結果、一般政府財政収支は 1998 年に黒字に転換し<sup>(32)</sup>、一般政府債務残高は 2013 年には名目 GDP 比 44.7% にまで低下した<sup>(33)</sup>。この間、ラインフェルト (Fredrik Reinfeldt) 保守・中道連立政権による所得税・法人税の税率引下げ等が行われたこともあり、スウェーデンの GDP に占める一般政府支出の割合は、1996

年の 62.9% から、2011 年には 51.5% に低下している<sup>(34)</sup>。

公的部門のスリム化の下で、財政再建を達成し維持している範例として、スウェーデンの予算制度改革を含む財政改革は、しばしば高い評価を受けている<sup>(35)</sup>。その一方で、黒字目標の下で、総支出水準を決定した上で個別の支出項目に及ぶ「トップダウン型」の予算決定は、個別の支出項目に例外なく厳しい削減を迫るものであり、インフラストラクチャー整備、国防、社会福祉等、多くの支出分野について問題が発生した<sup>(36)</sup>。これが 2014 年 9 月の総選挙で保守・中道連立政権から、社会民主労働党・環境党連立政権への政権交代が生じる原因の一つとなった<sup>(37)</sup>。今日のスウェーデンの政策担当者には、長期的に持続可能な財政を前提として、国の福

(29) その後の経済状況等の変化を踏まえ、2011 年 4 月 1 日から、同法に代わり現行の予算法が施行された。なお、2014 年 9 月 1 日から施行された予算法の一部改正、及び議会法全面改正の主な趣旨は「加盟国の予算枠組みの要件に関する EU 指令」(2011/85/EU) に、スウェーデンの国内法を適合させることにあった。既にスウェーデンの予算制度は、同指令の要求する水準を十分に満たすものとなっていたが、予算制度の運用について法令上の根拠が明確でない点があったため、この機会に明文化を図ったものである。この改正については、井樋三枝子「【スウェーデン】議会法全面改正」『外国の立法』no.261-2, 2014.11, pp.12-13 を参照。〈[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8802177\\_po\\_02610206.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8802177_po_02610206.pdf?contentNo=1)〉

(30) OECD, *Economic Outlook*, 89, 2011.5, p.367, “Annex Table 27. General government financial balances.”

(31) OECD, *Economic Outlook*, 94, 2013.11, p.262, “Annex Table 32. General government gross financial liabilities.”

(32) OECD, *Economic Outlook*, 96, 2014.11, p.243, “Annex Table 27. General government financial balances.” ただし 2002-2003 年、2009 年及び 2012 年以降は 1% 前後の赤字となっている。

(33) *ibid.*, p.248, “Annex Table 32. General government gross financial liabilities.” なお、この資料によれば、2013 年の一般政府債務残高の OECD 平均は名目 GDP 比 110.9%、日本は同 224.2% である。

(34) *OECD National Accounts Statistics*. OECD ホームページ 〈[http://www.oecd-ilibrary.org/economics/data/oecd-national-accounts-statistics\\_na-data-en](http://www.oecd-ilibrary.org/economics/data/oecd-national-accounts-statistics_na-data-en)〉から、“*National Accounts at a Glance 2014-6. General Government-Total expenditure of general government, percentage of GDP.*” なお同資料によれば、GDP に占める一般政府支出の割合は、2011 年においてフランス 55.9%、イギリス 48.0%、ドイツ 45.2%、日本 42.0%、アメリカ 41.5% であり、最近ではフランスがスウェーデンよりも「大きな政府」になっている。

(35) 例えば、“The Nordic countries: The next supermodel,” *Economist*, 8821, 2013.2.2, p.9.

(36) 「総選挙で野党左派連合が勝利、政権交代へ—極右政党が議会運営に影響力も— (スウェーデン)」『通商弘報』2014.9.25.

(37) ただし新政権は少数与党であり、2014 年 12 月 3 日、2015 年予算案審議の第 1 段階で、2015 年度政府予算案が否決 (保守・中道連合の野党予算案が可決) された結果、政府は野党案に基づく 2015 年度予算を執行せざるを得なくなった。新政権のロベーン (Stefan Löfven) 首相は、議会の解散・総選挙を行うことを言明したが、その後、2014 年 12 月 27 日に与野党の間で合意が成立し、2015 年の春季経済政策案及び春季補正予算案で、政府予算案の方向に沿って修正が行われることとなり、解散・総選挙は回避された。(「与党予算案が国会で否決、3 月に再び総選挙 (スウェーデン)」『通商弘報』2014.12.5; “*Regeringen utlyser inte extra val.*” 2014.12.27. スウェーデン議会ホームページ 〈<http://www.riksdagen.se/sv/Start/Aktuellt/Regeringen-utlyser-inget-extra-val/>〉)

社への広範な関与を志向する北欧型福祉国家の ていくかが、大きな課題として問われている。  
 理念をどのように実現し、またどのように変え

(ひぐち おさむ)

表 予算案の審議において議会の各委員会が所掌する支出分野

委員会	所掌する支出分野
憲法委員会	支出分野 1「国の運営」
財務委員会	支出分野 2「社会の経済及び財政の管理」 支出分野 25「コミュニケーションへの一般交付金」 支出分野 26「国の債務の利払い等」 支出分野 27「欧州連合への拠出金」
税務委員会	支出分野 3「租税、関税及び強制執行」
司法委員会	支出分野 4「司法」
民事委員会	支出分野 18「コミュニティプランニング、住宅供給及び建築並びに消費者政策」
外務委員会	支出分野 5「国際協力」 支出分野 7「国際援助」
国防委員会	支出分野 6「国防及び社会の有事対応」
社会保険委員会	支出分野 8「移民」 支出分野 10「疾病及び障害に際しての経済的保障」 支出分野 11「高齢に際しての経済的保障」 支出分野 12「家族及び子どもに対する経済的保障」
社会福祉委員会	支出分野 9「保健、医療及び社会福祉」
文化委員会	支出分野 17「文化、メディア、宗教団体及び余暇」
教育委員会	支出分野 15「学業支援」 支出分野 16「教育及び大学の研究」
交通通信委員会	支出分野 22「交通及び通信」
環境及び農業委員会	支出分野 20「環境保護及び自然保護一般」 支出分野 23「農業、農村及び食料」
商工委員会	支出分野 19「地域開発」 支出分野 21「エネルギー」 支出分野 24「商工業」
労働市場委員会	支出分野 13「統合及び平等」 支出分野 14「労働市場及び職業生活」

(出典) 議会法 (2014年スウェーデン法令全書第801号) 別表。

# 予算法

Budgetlag (2011:203)

(2014年9月1日内容現在)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
議会官庁資料課長 樋口 修  
海外立法情報課 井樋 三枝子

## 【目次】

- 第1章 導入規定
- 第2章 財政政策目標及びガイドライン
- 第3章 予算編成
- 第4章 収入項目及び支出項目に対する会計報告
- 第5章 国の借入れ及び債務管理
- 第6章 金融上の約束及び貸付け
- 第7章 投資及び貸付けの資金調達
- 第8章 財産の取得と譲渡
- 第9章 事後点検及び見直し
- 第10章 説明責任及び監査
- 第11章 規則
- 経過規則

## 第1章 導入規定

### この法律の適用範囲

#### 第1条

国の予算に関する規定は、統治法第9章第1条から第10条までに置く。この法律には、さらに詳細な予算に関する規定を置く。

### 国の活動

#### 第2条

この法律においては、政府、裁判所及び政府の下に従属する行政執行機関が遂行する活動を、国の活動という。

### 効率性及び経済性

## 第3条

国の活動においては、高い効率性が目的とされ、良好な経済性が看取されなければならない。

## 第2章 財政政策目標及びガイドライン

### 公共部門の財政節約の目標

#### 第1条

政府は、議会に対し、公共部門の財政節約の目標（黒字目標）についての提案を行わなければならない。

#### 第1a条

- (1) 議会が第1条にいう黒字目標について議決した場合には、政府は、少なくとも年に2回、その目標がどの程度達成されたかを議会に対して会計報告しなければならない。その際、政府は、決定し議会に対して提出した財政政策上の措置の効果について考慮しなければならない。
- (2) 政府は、当該目標からの乖離が見込まれる際には、当該目標に復帰すべき方法についても記載しなければならない。

### 支出シーリング並びに暫定的な収入見積り及び支出限度枠

#### 第2条

- (1) 政府は、政府予算案において、国の予算についての提案の審査及び予算に計上された活動の実施において使用される国の支出に対す

\* スウェーデン法令全書 2011年第203号（最終改正 同2014年第866号（2014年9月1日施行））

るシーリング（支出シーリング）についての提案を行わなければならない。

- (2) 当該提案は、3会計年度先までを対象としなければならない。

### 第3条

政府は、政府予算案において、2会計年度先及び3会計年度先の暫定的な収入見積り及び支出限度枠についての提案を行わなければならない。

### 第4条

議決された支出シーリングを超過するリスクがある場合には、政府は、これを回避するため、自らが権能を有する措置を取るか、又は議会に対して必要な措置を提案しなければならない。

## 評価

### 第5条

政府は、財政政策目標の達成度により実施される評価を、確実にしなければならない。

## 第3章 予算編成

### 収入項目及び支出項目

#### 第1条

国の予算における収入の予算編成と会計報告に対しては、収入の種類に応じて異なる収入項目が使用されなければならない。

#### 第2条

特定の目的の支出に対する予算編成の際には、支出項目の限度枠が使用されなければならない。

## 国の予算の包含範囲

### 第3条

国の予算についての政府の提案は、全ての収入及び支出並びに国の借入需要額に影響を与えるその他の支払を包含しなければならない。

### 第4条

国の収入及び支出は、この章の第6条で定める例外を除き、総収入項目及び総支出項目を予算編成し、及び会計報告しなければならない。

### 第5条

支出は、収入項目を立てて予算編成し、及び会計報告してはならない。<sup>(1)</sup>

### 第6条

- (1) 支出項目に関する議決以外の方法で、収入が、特定の目的のための資金要求に用いられることができるよう議会在議決した場合（特別な用途）には、当該収入は、収入項目を立てて予算編成し、及び会計報告してはならない。ただし、租税収入は常に収入項目を立てて予算編成し、及び会計報告しなければならない。<sup>(2)</sup>
- (2) 当該収入の全部又は決定された一部分を、特定の活動における支出に充てる場合には、当該収入及びそれに対応する支出は、支出項目を立てて予算編成し、及び会計報告してはならない。当該収入の決定されていない一部分について、ある活動における支出に充てる場合には、当該収入は、支出項目を立てて会計報告しなければならない（正味の会計報告）。

(1) 第3章第5条は、租税支出（税制上の特別規定による政策減税）を、国の予算の収入項目に計上してはならないことを意味する。

(2) 第3章第6条は、行政執行機関が徴収する手数料等で既に用途が定まっているものを、国の予算の収入項目に計上してはならない（ただし、租税収入については必ず国の予算の収入項目に計上しなければならない）ことを意味する。

- (3) 第1項及び第2項は、政府が議会の授権を得て、当該収入を特定の活動について特別な用途に向けられなければならないと決定した場合にも適用する。

### 第7条

政府は、国が提供する任意に需要があった財及びサービスからの手数料収入を利用することができ、当該収入が収入項目を立てて予算編成され若しくは会計報告されるものとするか又は特定の活動について特別な用途に向けられるものとするかを決定することができる。<sup>(3)</sup>

### 支出項目の限度枠の条件

#### 第8条

- (1) ある支出項目は、その割り当てられた支出項目額の最大10%に対応する信用供与（支出項目信用供与）を資金要求に用いることを通じて、一時的に超過することができる。翌年度に、利用できる資金は、資金要求に用いられた当該支出項目信用供与に対応する金額を減じなければならない。
- (2) 議会の授権を得て、政府は、ある活動において、ある支出項目が割り当てられた時点で知られていなかった特別な支出に充てるために必要である場合、又はある支出項目について議会在議決した目的の1つを達成させることを可能にするために必要である場合には、当該支出項目を超過することを決定することもできる。

#### 第9条

政府は、国の支払約束を履行するために必要である場合には、国の債務の利子並びにその他の借入れ及び債務管理に対する支出のための支出項目を超過することを決定することができる。

#### 第10条

- (1) ある支出項目において使用しなかった資金（支出項目剰余金）は、翌年度に使用することができる。
- (2) ただし、使用しなかった資金は、当該支出項目が最終的に成立した予算年度の後、最長で2か年度まで使用することができる。

#### 第11条

政府は、支出項目を執行機関に割り当てるとき、当該支出項目の使用に対する条件の制限に関して決定することができる。

#### 第12条

政府は、ある活動における特別な状況又は国の財政上若しくはその他の社会経済上の理由により正当化される場合には、割り当てられた支出項目の資金を使用してはならないよう決定することができる。

### 第4章 収入項目及び支出項目に対する会計報告

#### 第1条

議会在別に議決する場合を除き、収入項目及び支出項目に対する会計報告は、この章の第2条及び第3条に従い行わなければならない。

#### 第2条

- (1) 租税収入及び手数料収入は、当該徴収が属する会計年度に会計報告しなければならない。他の収入は、当該収入が属する会計年度に会計報告しなければならない。
- (2) ただし、第3章第6条第2項によって、収入が支出項目を立てて会計報告される場合、当該会計報告は、第3条に従い当該支出項目を立てて会計報告される支出に対して適用す

(3) 第3章第7条は、特定の手数料収入については、政府がその用途を定めることができることを意味する。

るものと同じ根拠で行わなければならない。

### 第3条

移転支出は、支払が発生する会計年度に会計報告しなければならない。管理費用の支出は、費用が属する会計年度に会計報告しなければならない。その他の支出は、支出が属する会計年度に会計報告しなければならない。

### 第4条

会計報告は、時価で行わなければならない。

## 第5章 国の借入れ及び債務管理

### 第1条

(1) 1 会計年度分に対して同時に与えられる特別な授権に従って、政府又は政府の決定を受けたスウェーデン国家債務庁は、次の各号に掲げる目的で、国への融資を募ることができる。

- 1 議会の議決に基づき国の予算及びその他の支出における現在の赤字について資金調達するため。
- 2 議会が議決した信用供与を提供し、及び保証を履行するため。
- 3 国への融資を償却し、償還し、及び買い上げるため。
- 4 スウェーデン中央銀行との協議により、満期ではない国への融資の資金需要を満たすため。
- 5 スウェーデン中央銀行の外貨準備の資金需要を満たすため。

(2) スウェーデン中央銀行は、その外貨準備の資金需要を満たすための国の借入費用に対しては、全額を補償しなければならない。ただし、特別な理由がある場合には、政府はスウェーデン中央銀行との協議の後に、別の決定をすることができる。

### 第2条

1 会計年度分に対して同時に議会により与えられる特別な授権に従って、政府又は政府の決定を受けた公的企業は、当該公的企業の活動のために国への融資を募ることができる。

### 第3条

- (1) この章の第1条又は第2条に従い募られた国への融資は、政府により、又は政府の授権に従ってスウェーデン国家債務庁若しくは公的企業により管理される。
- (2) 国がスウェーデン中央銀行の外貨準備の資金需要を満たすために融資を募る場合には、融資された資金と交換にスウェーデン中央銀行が国に提供する資金は、同種の融資の返済に対してのみ使用することができる。ただし、特別な理由がある場合には、政府はスウェーデン中央銀行との協議の後に、別の決定をすることができる。

### 第4条

国は、政府、スウェーデン国家債務庁又は公的企業が所管する全ての融資及び保証に対して責任を負う。

### 第5条

国の債務は、この章の第3条に従い公的企業により管理される債務を除き、当該管理におけるリスクに留意しつつ、当該債務の費用を長期的に最小化するよう管理されなければならない。当該管理は、金融政策が設定する要件の枠組みの範囲内で行わなければならない。

### 第6条

政府は、毎年11月15日までに、スウェーデン国家債務庁による国の債務の管理に対するガイドラインについて決定しなければならない。政府は、スウェーデン国家債務庁からガイドラ

インについての提案を受け、かつ、スウェーデン中央銀行に当該提案について意見を述べさせなければならない。

## 第7条

政府は、2012年から2年ごとに、議会への文書で、国の債務の管理について評価しなければならない。当該文書は、4月25日までに議会に提出しなければならない。

## 第6章 金融上の約束及び貸付け

### 調達の授権

#### 第1条

- (1) 当該会計年度に対して議会が議決した目的のために、かつ、当該会計年度に対して議会が議決した総額に近接するところまで、政府は、財又はサービスを調達し、当該予算が対象とするよりも後の会計年度の支出を生じさせる交付金、補償、融資又はそれに類するものについて決定することができる。
- (2) ただし、政府は、この金額が割り当てられた支出項目の最大で10パーセントに達するまでであり、かつ1000万クローナ以下である場合には、特別な授権なく、国のために金融上の約束を行うことができる。
- (3) 政府は、第1項に従い授権を求める場合には、どの年度に当該金融上の約束が支出を生じさせると見込まれるかを明示しなければならない。

#### 第2条

政府は、現在の活動が十分に機能するために必要である場合には、国のために金融上の約束を行うことができる。

### 貸付け及び保証

#### 第3条

- (1) 政府は、単一又は複数の会計年度に対して議会が議決した目的のために、かつ、単一又は複数の会計年度に対して議会が議決した総額に近接するところまで、スウェーデン国家債務庁の融資により資金調達される貸付けについて決定し、信用保証を供与し、その他の類似の約束を行うことができる。
- (2) 特別な理由がある場合には、議会の決定に従う信用保証又は類似の約束は、総額を制限することなく行うことができる。

#### 第4条

- (1) この章の第3条に従う融資又は約束に対しては、利子又は手数料を徴収しなければならない。当該利子又は手数料は、議会が特定の融資又は約束に対して別に決定していない限り、予想される国の費用に相当するものでなければならない。
- (2) 欧州連合の機能に関する条約第107条の国の支援に関する規定により要求される場合には、当該利子又は手数料は、第1項に規定されるものよりも高額に設定することができる。
- (3) 融資又は保証の受け手が、第1項に基づく費用の全額に相当しない利子又は手数料しか支払わない場合には、政府は、その差額をどのように資金調達するかを議会に提案しなければならない。
- (4) 政府又は政府が決定する執行機関は、特定の融資又は保証に対して、その利子又は手数料の規模を決定する。

#### 第5条

- (1) 予想される損失は、それがこの章の第4条第1項に従う利子及び手数料からの収入に相当するまでは、スウェーデン国家債務庁の勘

定に記入しなければならない。この章の第4条第3項に従う予想される損失のその他の資金調達もまた、同一の勘定に記入しなければならない。外貨収入は、銀行の勘定に記入することができる。

- (2) 国の貸付け及び約束に対して確定した損失は、これらの勘定からの資金により充当しなければならない。

## 第7章 投資及び貸付けの資金調達

### 第1条

当該会計年度に対して議会在議決する融資の限度枠の範囲内で、政府は、この章の第2条で定めるものを例外として、国の活動に使用する固定資産が、スウェーデン国家債務庁の融資により資金調達されるよう決定することができる。政府は、当該融資に対する諸条件について決定することができる。

### 第2条

会社の株式又は持分の取得及びその他の資本提供は、支出項目により資金調達しなければならない。

### 第3条

予想される損失が少額の貸付けは、スウェーデン国家債務庁の融資により資金調達することができる。

### 第4条

当該会計年度に対して議会在議決する信用供与の限度枠の範囲内で、政府は、国の活動の運転資本がスウェーデン国家債務庁の信用供与により資金調達されるよう決定することができる。政府は、この信用供与に対する諸条件及び執行機関が処分する流動資金について決定することができる。

### 第5条

この章の第1条、第3条及び第4条で定めるもの以外の資産は、支出項目又は第8章第9条から第12条までに定める収入により資金調達しなければならない。

### 第6条

この章の第1条から第5条までの規定は、特定の執行機関、特定の融資又は特定の調達に対して議会在別途の資金調達について決定した場合には適用されない。

## 第8章 財産の取得と譲渡

### 第1条

- (1) この章の第2条から第12条までにおいて、国の財産の処分の根拠を定める。
- (2) 当該規定は、政府が管理し処分する資産に適用する。ただし、第3章第7条で定める財には適用しない。
- (3) この章の第2条及び第4条から第7条までにおいては、交換もまた売却として定める。

### 不動産

#### 第2条

- (1) 不動産が、国の活動において全く必要とされていないか若しくはごく僅かしか必要とされていない場合又は不動産が国により所有されなければならない特別な理由がない場合で、当該不動産の価額が7500万クローナを超えないとき、政府は、当該不動産を売却するよう決定することができる。
- (2) 第1項の規定にかかわらず、政府は、地域社会の建築上の目的のため、コミュニンに売却するよう決定することができる。

## 株式及び持分

### 第3条

- (1) 政府は、議会の授権なく、会社の株式若しくは持分を取得し、又はその他の方法で会社における国の議決権の持分若しくは所有権の持分を増加させてはならない。政府は、議会の授権なく、会社に資本も拠出してはならない。
- (2) ただし、政府は、遺贈又は贈与を通じて国のものとなった財産の管理の一環として、会社の株式又は持分を取得することができる。

### 第4条

- (1) 政府は、議会在該会社に対して別に決定しない限り、国が全ての株式又は持分に対する議決権の半数未満しか有していない会社の株式又は持分の売却に関して決定することができる。
- (2) 政府は、議会の授権なく、国が全ての株式又は持分に対する議決権の半数以上を有している会社における国の所有権の持分を、売却又はその他の方法で減少させてはならない。

## その他の動産

### 第5条

用益権の設定並びに用益権及び動産である建築物の売却に対しては、この章の第2条における不動産の売却に関する規定を適用する。

### 第6条

政府は、当該財産が国の活動に対してもはや必要とされていないか若しくは使用できなくなった場合、又は当該財産が国の資金で調達されていない場合、この章の第4条及び第5条において定められるものを除くその他の動産を譲渡するよう決定することができる。

## 商業ベース

### 第7条

特別な理由が示されていない限り、購入又は交換による取得及び売却は、商業ベースで実施しなければならない。

## 売却収入の処分

### 第8条

- (1) 議会在該財産の売却に関して議決したとき、議会在別に決定しない限り、当該収入は、収入項目を立てて会計報告しなければならない。
- (2) この章の第9条から第12条までにおいては、政府が当該売却に関して決定したときに、当該収入をどのように処分し得るかについて定める。

### 第9条

- (1) 議会在投資計画を議決した活動において当該財産が使用される場合には、政府は、当該計画に含まれる投資の資金調達をするために当該収入が処分されるよう決定することができる。
- (2) 当該活動で使用されなかった財産の売却からの収入の処分に関する規定は、この章の第10条から第12条までに置く。

### 第10条

- (1) 当該財産が支出項目からの資金により資金調達されている場合には、政府は、当該財産の簿価に相当する資金を収入項目を立てて会計報告した後、当該収入について余った資金は、その売却した財産が使用されていた活動において処分されるよう決定することができる。
- (2) 当該収入が比較的少額にしかならない場合には、政府は、当該収入の全額は、その売却した財産が使用されていた活動において処分されるよう決定することができる。
- (3) ただし、不動産又は株式が売却されたとき

には、当該収入の全額は収入項目を立てて会計報告しなければならない。

### 第 11 条

- (1) 当該財産が融資により資金調達されている場合、政府は、当該融資を返済した後、当該収入について余った資金は、その売却した財産が使用されていた活動において処分するよう決定することができる。
- (2) ただし、不動産又は株式が売却されたときは、当該収入の全額は収入項目を立てて会計報告しなければならない。

### 第 12 条

当該財産が支出項目からの資金又は融資以外の方法で資金調達されている場合、政府は、当該収入の全額は、その売却した財産が使用されていた活動において処分するよう決定することができる。

## 第 9 章 事後点検及び見直し

### 事後点検

#### 第 1 条

- (1) 政府は、どのように国の収入、支出及び借入れの状況が推移したかを、予想され承認された金額と比較して、注意深く事後点検しなければならない。
- (2) 政府は、政府予算案及び春季経済政策案において、現在執行中の会計年度のための予算額と予想使用額との間の重大な相違について説明しなければならない。

#### 第 2 条 (削除)<sup>(4)</sup>

### 見直し

#### 第 3 条

- (1) 政府は、政府予算案及び春季経済政策案において、マクロ経済の状況の推移、国の収入及び支出、国の借入需要額、支出上限の下での支出並びに公共部門の収入、支出及び債務について、見直しを提示しなければならない。
- (2) 当該見直しは、現在執行中の会計年度及びその後続く 3 会計年度を包含しなければならない。

#### 第 4 条

政府は、春季経済政策案において、財政の長期的な持続可能性についての推定を提示しなければならない。

### 評価

#### 第 5 条

政府は、この章の第 3 条で定める見直しについて、評価を定期的に提示しなければならない。

## 第 10 章 説明責任及び監査

### 会計報告に関する一般規定

#### 第 1 条

政府は、政府が管理し処分する資産に対して議会への説明責任を負う。政府の説明責任には、国により行われた活動並びに国の債務及びその他の金融上の約束も包含される。

### 一般に認められた会計原則及び真実かつ公正な概観

#### 第 2 条

- (1) 国における簿記及び会計報告は、一般に認

(4) 旧第 9 章第 2 条の規定は、2014 年 9 月 1 日施行の改正法により第 2 章第 1a 条中に移動した。

められた会計原則と一致した方法で実行しなければならない。

- (2) 当該会計報告は、国の活動、経営成果、財政状態及び国の資産の管理について真実かつ公正な概観を与えなければならない。

### 経営成果の会計報告

#### 第3条

政府は、政府予算案において、国の活動において達成された成果の会計報告を、議会在議決した目標の金額と比較して提出しなければならない。当該会計報告は、支出分野に適合してなければならない。

### 租税支出の会計報告

#### 第4条

政府は、毎年、議会へ租税支出の会計を提出しなければならない。

### 国の年次報告書

#### 第5条

国の年次報告書は、当該会計年度の翌年の4月15日までに議会へ提出しなければならない。

#### 第6条

- (1) 国の年次報告書は、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

- 1 公共部門の財政節約（黒字目標）、支出シーリング及びその他の包括的な財政政策目標に関する議会の議決の事後点検
- 2 予算の収入項目及び支出項目並びに国の借入需要額の結果
- 3 第6章第1条第1項及び第6章第3条により政府が得た授権の使用状況についての会計報告
- 4 損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書及び注記事項
- 5 国の債務の状況の推移についての会計報

告

- 6 第6章第3条に従い決定された国の貸付け及び行われた保証において予想される損失及び重大なリスクに関する情報

- 7 スウェーデン会計検査院の所見に応じて政府が講じた措置についての統合報告

- 8 欧州連合資金に関連する損益計算書及び貸借対照表並びに欧州連合からの支払い及び欧州連合への支払いに関連する支出項目及び収入項目についての現金主義の会計報告

- 9 次にに関する政府の声明

—第1項第8号に従う計算書が、一般に承認された会計原則に従って作成され、また真実かつ公正な概観を与えるものであるか否か。

—欧州連合資金について十分な内部管理や内部統制を作り出すことを目標とするルールや制度が存在するか否か。

- (2) 政府は、第1項第2号に従う会計報告に関連して、予算額と結果との間の重大な相違について説明しなければならない。

### 第7条

- (1) 損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書は、国の全ての収入及び費用、資産及び負債並びに国の純借入に影響を与える支払いを包含していなければならない。

- (2) ただし、政府は、特定の活動又は特定の資産若しくは負債が、当該損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書に包含されないものと決定することができる。政府は、その理由に関する情報を、国の年次報告書において提出しなければならない。

### 第8条

- (1) 損益計算書及び貸借対照表においては、次の各号に掲げる条件を全て満たしていなけれ

ばならない。

- 1 ある会計年度から別の会計年度まで、各科目の評価、分類及び仕訳に対して同一の原則が適用されること。
  - 2 各科目の評価が、相当な注意をもって行われること。
  - 3 当該会計年度に属する収入及び費用が、支払時期に関わらず含まれていること。
  - 4 貸借対照表を構成する各構成要素が、それぞれ個別に評価されること。
  - 5 資産と負債又は収入と費用が、互いに相殺されないこと。
  - 6 ある会計年度の期首残高が、直前の会計年度の期末残高と一致すること。
- (2) この章の第2条の規定と矛盾しない場合には、政府は、第1項に従わないことができる。政府は、当該不順守の理由に関する情報を提出し、財政状態及び経営成果への当該不順守の効果についての推定を提示しなければならない。

## 第9条

- (1) 損益計算書は、次の見出しを含まなければならない：収入、費用、全部及び一部を所有する会社の持分からの成果、財務収益、財務費用及び当該会計年度の黒字又は赤字。
- (2) 貸借対照表は、資産側で次の見出しを含まなければならない：固定資産（無形固定資産、有形固定資産及び長期金融資産）、貸付金、棚卸資産等、債権、期間帰属に関する科目、短期投資並びに現金及び銀行預金残高。同表は、負債側で次の見出しを含まなければならない：純資産、資本、引当金、国の債務、その他の債務等、期間帰属に関する科目。
- (3) キャッシュフロー計算書は、次の見出しを含まなければならない：国の活動、投資、貸付金、財務活動及び国の純借入。
- (4) 当該会計報告は、当該見出しの下で、科目

に分割しなければならない。

## 第10条

- (1) 損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書における各科目に対しては、直前の会計年度の対応する科目の額が明示されなければならない。
- (2) 政府が、各科目の評価、分類、仕訳又は導入に対する原則又はこの章の第7条に従う国の期間帰属に関する原則を修正した場合には、直前の会計年度の科目は、当該会計年度の科目と意味のある方法で比較されることを可能にするため、必要により、再計算され又は修正されなければならない。
- (3) 特別な理由があり、かつ、一般に認められた会計原則と矛盾しない場合、第2項に従わないことができる。この場合、政府は、当該不順守の理由に関する情報を提供しなければならない。

## 監査

### 第11条

国の活動の監査に関する規定は、統治法第13章及び国の活動の監査等に関する法律（スウェーデン法令全書2002年第1022号）に置く。

## 第11章 規則

### 第1条

政府は、国の予算の実施に関する規則を発令する。

## 経過規則

### 経過規定

2011年第203号

- 1 この法律は、2011年4月1日から施行する。その時点で、国の借入れ及び債務管理に

- 関する法律（スウェーデン法令全書 1988 年第 1387 号）及び国の予算に関する法律（スウェーデン法令全書 1996 年第 1059 号）は廃止する。
- 2 第 3 章第 5 条及び第 6 条の規定は、2012 年度予算から適用する。国の予算に関する法律（スウェーデン法令全書 1996 年第 1059 号）第 17 条第 2 項及び第 18 条の規定は、2011 年度の収入項目及び支出項目の会計報告に関して、引き続き適用する。
- 3 2011 年度以降の国の予算で計上されなくなった支出項目の使用しなかった資金は、2012 年度末まで使用することができる。
- 4 第 4 章第 2 条第 1 項第 1 番目の文の規定は、2012 年度予算からの手数料収入の会計報告に関する場合に適用する。2011 年度の手数料収入の会計報告については、国の予算に関する法律第 10 条第 2 項の規定を引き続き適用する。
- 5 第 6 章第 4 条の規定は、2012 年 1 月 1 日以降の貸付けに関して適用する。ただし、学業支援法（スウェーデン法令全書 1999 年第 1395 号）の学業ローンに対しては、この規定は 2014 年 1 月 1 日以降適用する。
- 6 第 6 章第 5 条の規定は、2012 年 1 月 1 日以降適用する。ただし、学業支援法（スウェーデン法令全書 1999 年第 1395 号）の学業ローンに対しては、この規定は 2014 年 1 月 1 日以降適用する。
- 7 第 7 章第 3 条の規定は、2012 年度予算から適用する。
- 8 第 10 章第 6 条から第 10 条までの規定は、2011 年度の国の年次報告書から適用する。国の予算に関する法律（スウェーデン法令全書 1996 年第 1059 号）第 37 条第 2 項の規定は、2010 年度の国の年次報告書に関して適用する。
- (ひぐち おさむ)  
(いび みえこ)

## 議会議法（抄）

Riksdagsordning（2014:801）

（2014年9月1日内容現在）

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
議会議法資料課長 樋口 修  
海外立法情報課 井樋 三枝子

### 【目次】

第1章 導入規定（略）
第2章 国政選挙（略）
第3章 会期（略）
第4章 議会議法の運営及び管理（略）
第5章 議員（略）
第6章 本会議（略）
第7章 委員会及び欧州連合問題委員会（抄）
第8章 大臣に対する大質問及び小質問（略）
第9章 議案の提出（抄）
第10章 議案審査（抄）
第11章 議案の議決（抄）
第12章 議会内での選挙（略）
第13章 議会内独立機関等（略）
第14章 議会議法事務局（抄）
経過規則（略）

### 第1章 導入規定（略）

### 第2章 国政選挙（略）

### 第3章 会期（略）

### 第4章 議会議法の運営及び管理（略）

### 第5章 議員（略）

### 第6章 本会議（略）

### 第7章 委員会及び欧州連合問題委員会（抄）

#### 委員会の任務及び議案の割当て

#### 委員会間の議案割当て

#### 第5条

- (1) 議会は、この章の第8条、第9条及び第10条により明記されるものを越えて、議案が委員会間で割り当てられる根拠についての補足規定を定める。同一の責任範囲に属する議案は、同一の委員会に付託される。
- (2) 議会は、統治法第8章第2条第1項第1号において定める法律に関する議案の審査のための委員会を設置しなければならないと決定することができる。

#### 委員会の責任範囲

#### 補足規定 7.5.1

この法律の別表において、この章の第8条、第9条及び第10条に明記するものに加えて、委員会の責任範囲を定める。

#### 委員会間での議案の分割

#### 第6条

政府予算案は、2以上の委員会に分割することができる。その他の議案は、特別な理由がある場合のみ分割することができる。

#### 財務委員会の任務及び責任範囲

#### 第9条

- (1) 財務委員会は、次の各号に掲げる議案に関

\* スウェーデン法令全書 2014 年第 801 号

する審査を行わなければならない。

- 1 経済政策及び国の予算に関する議決のための全体的なガイドライン
- 2 スウェーデン中央銀行の活動

- (2) 同委員会は、また、第 11 章第 18 条第 3 項及び第 5 項に従い国の予算に関する議決についての提案を審査しなければならない。さらに、同委員会は、国の収入見積り及び国の年次報告書を審査しなければならない。同委員会は、国の予算に関する議会の最終議決案を取りまとめなければならない。
- (3) 同委員会に関する任務の詳細な規定は、統治法及びこの法律に置く。

## 税務委員会の責任範囲

### 第 10 条

税務委員会は、国及び地方公共団体の租税に関する議案を審査しなければならない。

## 第 8 章 大臣に対する大質問及び小質問（略）

## 第 9 章 議案の提出（抄）

### 国の予算に関する政府提出議案

#### 第 5 条

- (1) 政府は、翌会計年度の国の収入及び支出についての提案につき、政府提出議案（政府予算案）を提出しなければならない。当該会計年度は、当該暦年と一致する。<sup>(1)</sup>
- (2) 政府予算案は、財政計画及び国の予算に関する議決についての提案を含まなければならない

ない。国の予算についての当該提案においては、第 11 章第 18 条により、議会が法律により他に別の議決をしていない限り、支出は、支出項目が割り当てられるべき支出分野に属さなければならない。

- (3) 政府が特段の経済政策上の理由があると認める場合にのみ、翌年度の国の収入又は支出に関する政府提出議案を、政府予算案の後に提出することができる。<sup>(2)</sup>
- (4) 新たな支出項目若しくは重大な増額のあった支出項目に関する提案を伴う政府提出議案又は統治法第 9 章第 6 条に従う国の活動のためのガイドラインに関して、当該活動についてのその支出項目が対象とする期間よりも長期間であるようなガイドラインに関する提案を伴う政府提出議案は、当該提案が対象とする目的のための将来の費用の推計額を含むことが義務付けられる。支出項目についての提案が、当該支出項目が当該政府提出議案において予想された期間よりも長期間にわたる計画を根拠とする場合には、当該計画を会計報告することが義務付けられる。

### 政府予算案の提出

#### 補足規定 9.5.1

- (1) 政府予算案は、9 月 20 日までに提出しなければならない。
- (2) 9 月に議会の選挙が行われる年は、当該政府予算案は、当該会期の開始の後、2 週間以内に提出しなければならない。政府の交代の結果としてこれが不可能である場合は、当該

(1) 第 1 項の「翌会計年度の国の収入及び支出についての提案につき提出しなければならない政府提出議案」とは、予算に関する政府提出議案であり、これを「政府予算案 (budgetproposition)」と言う。議会における議案 (ärende) には、政府提出議案 (proposition)、議員提出動議 (motion, 政府提出議案や議員提出動議に対する修正案も含む) がある。

(2) 第 3 項の「政府予算案の後に提出する翌年度の国の収入又は支出に関する政府提出議案」とは、議会に提出した政府予算案を変更するために政府が提出する議案である。これと比して、第 9 章第 6 条の「現在の会計年度の国の予算における変更についての提案を伴う政府提出議案」とは、成立した予算に関する政府提出の補正予算案を指す。

政府予算案は、新政府が発足した後3週間以内に、ただし11月15日までに提出しなければならない。

## 春季経済政策案

### 補足規定 9.5.2

政府は、毎年4月15日までに、経済政策及び財政政策のガイドラインの提案についての政府提出議案（春季経済政策案）を提出しなければならない。

## 支出分野

### 補足規定 9.5.3

(1) 国の支出は、次に掲げる支出分野に属してなければならない。

1 国の運営、2 社会の経済及び財政の管理、3 租税、関税及び強制執行、4 司法、5 国際協力、6 国防及び社会の有事対応、7 国際援助、8 移民、9 保健、医療及び社会福祉、10 疾病及び障害に際しての経済的保障、11 老齢に際しての経済的保障、12 家族及び子どもに対する経済的保障、13 統合及び平等、14 労働市場及び職業生活、15 学業支援、16 教育及び大学の研究、17 文化、メディア、宗教団体及び余暇、18 コミュニティプランニング、住宅供給及び建築並びに消費者政策、19 地域開発、20 環境保護及び自然保護一般、21 エネルギー、22 交通及び通信、23 農業、農村及び食料、24 商工業、25 コミュニオンへの一般交付金、26 国の債務の利払い等、27 欧州連合への拠出金

(2) ある支出分野に含まれるべき目的及び活動に関する問題についての議決は、春季経済政策案の際の決定と関連して行わなければならない。

## 予算過程に関する詳細な規定

### 補足規定 9.5.4

予算過程に関する詳細な規定は、予算法（スウェーデン法令全書2011年第203号）に置く。

## 国の予算における変更についての提案を伴う政府提出議案

### 第6条

- (1) 政府は、第2項に定めるものを例外として、現在の会計年度の国の予算における変更についての提案を伴う政府提出議案を、最大2回まで提出することができる。
- (2) 国の予算における変更についての提案を伴う政府提出議案は、特別な理由が存在すると政府が定める場合にのみ、第1項の場合とは別に提出することができる。

## 国の予算における変更についての提案を伴う政府提出議案の提出

### 補足規定 9.6.1

第1項に定める政府提出議案は、当該政府予算案又は当該春季経済政策案に併せて提出する。

## 一般個人議員動議期間

### 第11条

- (1) 議会で審議するすべての問題の動議は、年に1回（一般個人議員動議期間）提出することができる。
- (2) 一般個人議員動議期間は、議長の提案で議会が別に決定しない限り、8月、9月又は10月に始まる会期の最初から、当該政府予算案に際して動議が提出されうる期間と同じ期間、継続する。

## 第10章 議案審査（抄）

### 提出された議案の議会での審議

#### 第4条

- (1) 委員会は、議会がある法律を採択すべきであるという動議の提案に全部又は一部につい

て賛成するか、又は当該委員会のイニシアティブを通じて当該提案を提出するに先立ち、特段の理由がない限り、あらゆる必要な情報及び見解を取得しなければならない。この規定は、国の予算に影響を与える提案に対しても適用される。委員会が情報又は見解を取得しなかった場合、当該委員会は、その理由を委員会報告書において提示しなければならない。

- (2) 委員会が、動議の提案に全部又は一部について賛成するか、又は委員会のイニシアティブを通じて提案を提出するに先立ち、財務委員会には、当該提案が公的な支出及び収入についてより重要な将来への影響を含みうるかに関して見解を述べる機会が与えられなければならない。

## 第 11 章 議案の議決（抄）

### 議案が議決されるべき時期

#### 議案の議決に対する時間的制限

##### 第 15 条

- (1) 議案は、提出した選挙期に採決しなければならない。ただし、議会は、翌選挙期の最初の会期までその処理を延期することができる。と議決することができる。
- (2) 翌会計年度の国の予算に関する議案は、国の予算が遅れて採決されることに関する議決に対して支障が存在しないわけではない場合には、当該翌会計年度の開始前に採決されなければならない。

### 継続審議に関する議決

#### 補足規定 11.15.1

翌選挙期の最初の会期までその処理を延期することに関する議決は、所管の委員会の提案で議会により行われる。議会は、そのような提案がない場合でも継続審議に関する議決をするこ

とができる。

### 特定の議案に対する特別の手續

#### 国の予算に関する議決

##### 第 18 条

- (1) 国の予算に関する議決は、議会が法律により、ほかに別の議決をしていない限り、第 2 項から第 5 項までに従ってなされなければならない。
- (2) 翌会計年度の国の予算は、2 段階で議決される。
- (3) 第 1 段階では、1 回の議決により、次の全ての事項が確定される。
- 1 国の予算における収入の見積り
  - 2 各支出分野に対して当該支出分野の支出項目が最高で到達することができる総額（支出限度枠）
  - 3 国の借入需要額に影響するその他の支払いの見積り
  - 4 議会が使用を議決した財政政策目標に関連する議決
- (4) 第 3 項に基づく議決がなされた後、第 2 段階において、1 回の議決により、各支出分野に対する支出項目及び金融上の約束に関する授權が確定される。
- (5) 国の予算における変更は、1 回の議決により議決される。当該変更が非常に大規模な場合にのみ、第 3 項及び第 4 項に従い、議決は 2 段階で行うことができる。

### 暫定的な収入見積及び支出限度枠

#### 補足規定 11.18.1

第 18 条第 3 項に基づく議決においては、2 会計年度先及び 3 会計年度先に対する暫定的な収入見積り及び支出限度枠も確定される。

## 第 12 章 議会内での選挙（略）

## 第13章 議会内独立機関等（略）

## 第14章 議会事務局（抄）

### 議会事務局

#### 議会事務局の任務

##### 第2条

- (1) 議会事務局は、本会議、委員会及び欧州連合問題委員会における業務について支援を与え、また、議会の業務の事実情報の提供により議員及び議会の機関を補佐しなければならない。

- (2) さらに、議会事務局は、議会及び議会所管の執行機関に関して、議会が定める枠内で、次の事項を行わなければならない。

1 （略）

- 2 国の予算の支出項目について提案を作成すること。ただし、スウェーデン会計検査院に対するものを除く。

3～4 （略）

#### 経過規則（略）

（ひぐち おさむ）

（いび みえこ）